

民間能力等活用手法の比較

総務部行政改革課

	県直営	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
仕組み	県自らが、公務員によって事務事業を実施する	地方公共団体が設置した公の施設を、原則公募で選ばれた民間事業者等が管理する	地方公共団体とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供する
根拠法	地方自治法、個別法、条例ほか	地方自治法第 244 条～第 244 条の 4 (平成 15 年 9 月施行)	地方独立行政法人法 (平成 16 年 4 月施行)
対象	住民の福祉の増進を図るための地域における事務一般 <アウトソーシングに適さないとされる業務> ・法令等により行政自らが実行すべきものとされている業務 ・相当程度の裁量を行使することが必要な業務 ・公の意思の形成に深く関わる業務 ・住民の権利義務に深く関わる業務 ・利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務	公の施設の管理運営 <公の施設とは> 住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため地方公共団体が設置する施設 (文化施設、公園、公営住宅等)	公共上の見地から確実な実施が必要な事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間では確実な実施が確保できないおそれがあるもの 試験研究機関 大学 公営企業(水道、病院等) 社会福祉施設(保育所等) 政令で定めるもの (介護老人保健施設等)
効果	長期雇用されている公務員による安定的・継続的な事業の実施	・民間事業者等の有する能力、経験、知識等の活用 ・公共サービスの質向上 ・経費削減	・効果的・効率的な公共サービスの提供 ・法人の創意工夫を活かした機動的で柔軟な対応 ・目標による業務管理 ・適正な業務実績の評価 ・業績主義の人事管理 ・財務運営の弾力化等 ・積極的な情報公開
特徴	・地方公共団体の組織の一部として、人事・予算等が全体の中で管理される ・行政自らが実施すべき又は実施すべきと考えられる業務、アウトソーシングに適さない業務及び民間等に受け皿がない業務等を実施	・公募により優れた指定管理者の選定が可能 ・複数年にわたる指定が可能 ・利用料金制度を採用することが可能 ・民間事業者にとっては、少ない初期投資で事業を開始できる	・当該施設を地方公共団体から分離・独立した地方独立行政法人に移管して、法人自らの責任により管理 ・地方公共団体は、中期目標を設定 ・中長期的には経費節減効果が期待できる
制度導入の留意点等	・行政のスリム化 ・極めて厳しい財政状況 ・アウトソーシングした場合、現在当該業務に従事している職員の処遇	・管理の最終責任はあくまでも設置した地方公共団体にある ・応募する民間事業者が必要 ・地域特有の事情、施設の性格を踏まえた委託範囲の設定、事業者の選定等 ・従前管理委託していた外郭団体の取り扱い	・法人の設立、廃止は、地方公共団体に最終責任 ・民間の受け皿がないケースでは有力な選択肢 ・法人の設立に経費・労力が必要 ・役員の人件費、評価委員会の運営費等新たなランニングコストが必要 ・小規模な機関の法人化は費用対効果と併せた検討が必要